

2013年11月21日

日 本 銀 行

「国債の条件付売買基本要領」等の一部改正について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、金融調節の一層の円滑化を図る観点から、新日銀ネット第1段階開発分の稼動開始に際し、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「国債の条件付売買基本要領」（平成14年9月18日決定）を別紙1のとおり一部改正すること。
2. 「国債売買における売買対象先選定基本要領」（平成11年3月25日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。
3. 「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」（平成14年9月18日決定）を別紙3のとおり一部改正すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 上 口 (03-3277-2800)

二 宮 (03-3277-3768)

金 融 市 場 局 鈴 木 (03-3277-1234)

大 塚 (03-3277-1272)

「国債の条件付売買基本要領」中一部改正

- 7. (2) を横線のとおり改める。

(2) 時価売買価格比率

時価売買価格比率は、買入または売却の別ならびに売買国債の種類および残存期間に応じ、別表1に定めるとおりとする。

- 8. (1) を横線のとおり改める。

(1) 純与信額

純与信額は、一の営業日において、当該営業日をすべての売戻条件付買入および買戻条件付売却の売戻日または買戻日であるとみなした場合において、次のイ. の金額がロ. の金額を上回るときの、その上回る金額をいう。

イ. 本行または売買先が相手方から受取るべき売戻代金または買戻代金に時価売買価格比率を乗じた金額、および相手方に売却した売買国債の時価評価額、相手方に差入れている担保国債の担保価額および担保金の金額ならびに相手方から受取るべき担保金利息の合計金額

ロ. 本行または売買先が相手方に支払うべき買戻代金または売戻代金に時価売買価格比率を乗じた金額、および相手方から買入れた売買国債の時価評価額、相手方から受入れている担保国債の担保価額および担保金の金額ならびに相手方に支払うべき担保金利息の合計金額

- 8. (2) を横線のとおり改める。

(2) 担保の受入等

イ. 本行が売買先に対して純与信額を有する場合には、当該売買先から担保の差入または返戻を受ける、適格担保を担保として差入れさせるものとする。

ロ. 担保の取扱いは、「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙1.）および「適格外国債券担保取扱要領」（平成21年5月22日付政委第63号別紙1.）の定めるところによる。

○ 8. (3) から (6) までを削る。

○ 10. (2) を横線のとおり改める。

(2) 売買国債および担保国債の利子の取扱い

買入れた売買国債および受入れた担保国債の利子支払期日が到来した場合には、その利子相当額を売買先に支払う。売却した売買国債および差入れた担保国債の利子支払期日が到来した場合には、売買先からその利子相当額の支払いを受ける。

○ (附則) を横線のとおり改める。

(附則)

7. (2) に定める時価売買価格比率および8. (5) に定める担保価格については、原則として年1回程度の頻度で、金融市場の情勢等を踏まえた検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

○ 別表2を削り、別表1を別表とする。

(附則)

この一部改正は、新日銀ネット第1段階開発分の稼動開始日から実施する。

「国債売買における売買対象先選定基本要領」中一部改正

○ 2. (2) を横線のとおり改める。

(2) 売買対象先については、(1) の公募に応じた者の中から、次に掲げる要件を満たす先を選定する。

イ、略（不変）

ロ、当座勘定取引について日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）を利用していること

ハ、国債振替決済制度の参加者（間接参加者を除く。）であること（ただし、~~ホ~~、の場合を除く。）

ニ、国債資金同時受渡関係事務について日銀ネットを利用していること（~~ヘ~~、の場合を除く。）

~~ニホ~~、略（不変）

~~ホ~~、売買に係る決済を委託する場合には、その売買に係る決済を、銀行法その他の法律により業務として為替取引を行うことが認められた国債振替決済制度の参加者（間接参加者を除く。）であって、国債資金同時受渡関係事務について日銀ネットを利用している者であり、かつ、上記イ、ロ、およびニホ、の要件を満たす者ものに委託すること

（附則）

この一部改正は、新日銀ネット第1段階開発分の稼動開始日から実施する。

「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先
選定基本要領」中一部改正

○ 2. (2) を横線のとおり改める。

(2) 売買対象先については、(1) の公募に応じた者の中から、次に掲げる要件を満たす先を選定する。

イ、略（不変）

ロ、当座勘定取引について日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）を利用していること

ハ、国債振替決済制度の参加者（間接参加者を除く。）であること（ただし、~~ホ~~、の場合を除く。）

ニ、国債資金同時受渡関係事務について日銀ネットを利用していること（~~ヘ~~、の場合を除く。）

ニホ、略（不変）

~~ホ~~、売買に係る決済を委託する場合においては、その売買に係る決済を、銀行法その他の法律により業務として為替取引を行うことが認められた国債振替決済制度の参加者（間接参加者を除く。）であって、国債資金同時受渡関係事務について日銀ネットを利用している者であり、かつ、上記イ、ロ、およびニホ、の要件を満たす者ものに委託すること

(附則)

この一部改正は、新日銀ネット第1段階開発分の稼動開始日から実施する。